

電気設備工事及び機械器具設置工事における最低制限価格の取扱いについて

最低制限価格の設定は、吉見町最低制限価格制度要領で定めているが、電気設備工事及び機械器具設置工事における最低制限価格の設定については、要領第4条第2項の規定（特別に定めるもの）により、埼玉県の取扱い（最低制限価格等の算出における経費等の取扱い）に準ずるものとする。

### 最低制限価格の設定

**<電気設備工事> ①～④の合計額＋消費税及び地方消費税相当額**

- ①直接工事費：直接工事費＋機器単体費×60%
- ②共通仮設費：共通仮設費＋機器単体費×10%
- ③現場管理費：現場管理費＋機器間接費＋機器単体費×20%
- ④一般管理費等：一般管理費等（工事費分）＋機器単体費×10%

**<機械器具設置工事> ①～④の合計額＋消費税及び地方消費税相当額**

- ①直接工事費：直接工事費＋製作原価×60%
- ②共通仮設費：共通仮設費＋製作原価×10%
- ③現場管理費：現場管理費＋据付間接費＋設計技術費＋製作原価×20%
- ④一般管理費等：一般管理費等